

外国人旅行者の方へ

# ご注意ください！



本日購入された「消費税免税物品」については、次のように法令で定められていますので、必ずお守りください。

## 1. 携帯して出国してください。

- ・ 出国前に他人に譲渡してはいけません。
- ・ 別送する場合には、事前に税関での手続が必要です。
- ・ 出国の際に携帯していなかったときは、消費税又は消費税及び酒税が徴収されます。

## 2. 出国時にパスポート等と購入物品を

### 税関に提示してください。

- ・ スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。



購入後



空港等



税関出国カウンター

購入物品の提示

パスポート等の提示



税務署